（電子メール施行）

薬第1645号

令和４年３月31日

保健所設置市保健所長　様

兵庫県健康福祉部健康局薬務課長

麻薬関係の審査基準及び指導基準について

麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令（令和３年厚生労働省令第118号）が令和４年４月１日に施行され、麻薬小売業者間譲渡許可に関する制度改正されます。

麻薬取扱者免許等に関する審査基準については、当課が処分機関であることから「兵庫県薬局等許可申請審査基準及び指導基準」と同水準のものを作成していませんでした。

　この度、改正省令が施行されることに伴い、行政手続法第５条の規定に基づき、下記のとおり審査基準及び指導基準を作成しましたので、お知らせします。

記

１　今回策定した審査基準及び指導基準

　(1) 兵庫県麻薬取扱者免許等審査基準及び指導基準・・・・・・・・・・・・・別添１

(2) 兵庫県覚醒剤取扱者指定等審査基準及び指導基準・・・・・・・・・・・・別添２

２　施行日

　　令和４年４月１日

|  |
| --- |
| 健康福祉部健康局薬務課  薬務・対策捜査班　谷畑  TEL：078-362-3270　FAX：078-362-4713 |